



弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

Vol.11

★ストライキ対応について(3)

1 ストライキが発生した場合の初期対応

ストライキが発生した場合、直ちに現地スタッフや弁護士を通じて、企業所在地の労働行政部門、公安局、上級工会（以下は併せて「政府部门」と言います）の担当者にストライキの原因、参加人数、組織者、現状などを報告します。

日系企業によっては、ストライキが起きても政府部门に通報しない場合もあります。これは政府部门の介入や情報漏洩を恐れているためであると推測されます。

しかし、現在の中国政府は治安維持に重点を置いており、ストライキを収めるという点では日系企業と協力してストライキ対応を進めることができます。

また、強制力の行使は政府部门しか行えません。政府部门との連携はストライキ対応にとって必要不可欠です。

また、近年、政府部门は、地域の安定化を図るため、情報共有しながら連

携体制を取っているので、実際にストライキが起きる際に会社が報告しなくても、彼らは職権により強制介入することがあります。その時、「なぜ事前に連絡してくれないか」と責められる前に報告したほうが無難です。

2 監禁・軟禁されたらどうするか

経営陣が監禁、軟禁された場合、直ちに現地スタッフを通じて政府部门に連絡する必要があります。連絡をすれば警察はすぐに駆けつけることが多いです。

ただし、暴力をふるう、トイレなどにも行けないなどの状況が発生していない限り、警察も監禁・軟禁状態をすぐに解除するように介入することはありません。

また、政府部门とは別に日本領事館に連絡・状況確認を伝える必要があります。日本領事館は原則として労使交渉の内容に介入することはありませんが、監禁・軟禁され、実害が生じているにもかかわらず（深夜になつても自

宅に帰れない・食事も取れないなど)、現地警察の動きが芳しくない場合は、邦人の安全確保のため日本領事館が外交ルートを通じて介入することもあります。

3 リーダー・首謀者は誰か

ストライキのリーダー・首謀者は実は分からないことが多いです。日本の場合、労働組合法が整備されていることにより、労働争議の首謀者・リーダーは明確であることが多く、交渉相手に迷うことは少ないです。

一方、中国では、報復を恐れて複数名が交渉相手になったり（場合によっては経営者側が裏で加担していたり）、もしくは形ばかりの工会（労働組合）の代表者を全面に出している場合が多いので、リーダー・首謀者が最後まで分からないことが多く、労働者側の最終決定権限者が誰かが分からず交渉が長引く原因の一つになります。

仮にリーダー・首謀者が誰であるか明確であれば、労働者側の意図を引き出しやすくなり、経営者側と一対一の交渉で収束を図ることができます。

ストライキが起きる原因は様々です

が、従業員たちの様々な考えをまとめ、会社に要求することもそれなりの連絡作業が必要なので、「首謀者の居ない自発的なストライキ」はありません。従って、ストライキが起きた際に、会社側は様々な状況から分析し、首謀者をいち早く特定することが重要です。場合によって、ストライキを解消するために首謀者を懲戒解雇することも考えざるを得ません。

ただ一方で、中国で今流行っている「ウェイシン」などの携帯アプリの利用で従業員たちは容易に情報を共有することができるので、首謀者の特定や証拠収集などはより一層難しくなるのが実情です。

従って、ストライキの初期段階（初日目か二日目）で現地スタッフや弁護士をチームとして結成し、情報収集や証拠集めなどの作業に力を入れることが必要です。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

狩野・岡・向井法律事務所

TEL03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982